

第1 平成23年度審査を終えて

「共働事業提案制度」は、NPOと市が対等なパートナーとして共働することで、地域課題の解決や市民サービスの向上を目指す制度として平成20年度に創設され、平成22年度までに、NPOから74件の斬新な提案をいただき、そのうち、19事業がNPOと市の共働事業として実施されました。

この「共働事業提案制度」を継続するにあたっては、今後更により良い制度とするために、平成23年度にNPO、市職員、市民、実際に共働事業に取り組まれている担当者の声等を聞きながら、「福岡市市民公益活動推進審議会」、及び「施策検討部会」において制度の成果や課題を振り返り、新しい制度のあり方が議論されています。

その振り返りの中で、「応募の手引き」の内容を見直し、審査期間の短縮、手続きの簡略化、市が既に取り組んでいる事業への提案募集など、改善すべき点をいち早く試行的に取り入れる形で、平成23年度の提案募集が行われたところです。

制度の振り返りを行いながらの提案募集の試行ということで、募集期間が短かったこともあり、今年度は昨年度よりも少ない12事業の提案が出されました。そのいずれも、市担当課が提示した課題によらない、NPOの自由で柔軟な発想による提案でしたが、残念ながら共働事業として採択に至ったのは1件のみという結果になりました。

NPOが捉えている潜在的・先駆的な課題を、行政とNPOが対等な立場で共有し、双方の資源や能力、役割を十分発揮し共働事業として実現することにより、複雑・多岐化している地域課題の解決を目指すことが本制度の目的であります。

平成24年度からの新しい制度については、「福岡市市民公益活動推進審議会」からの答申を受けて、今後市において具体的に検討されると思われませんが、今回の審査結果からも、市民生活に密着したNPOの自由な発想が行政との共働事業として実現するための、工夫や仕組みの検討が必要であると考えます。

具体的には、市との共働に対するNPOの意識啓発や企画力向上のための機会の創設、市の課題や重要施策をNPOに理解してもらう工夫、提案のアイデア段階でNPOと市担当課が面談する場の設定、広報の充実等を検討して頂き、あわせて市職員に対しては、NPOとの共働への理解と関心を高め、今後積極的に共働事業に取り組めるように、職員研修や情報交換会を引き続き行っていただき、本制度がさらに効果的で充実した制度となることを期待します。